

中間指針第三次追補 Q & A 集 目次

【1. 総論】

- 問1. 中間指針第三次追補の位置付け及び内容如何。
- 問2. 中間指針第三次追補が出されたことによって、先の中間指針で示された風評被害に係る賠償の取り扱いに何らかの影響が生じるのか。
- 問3. 今回、中間指針第三次追補となるが、今後も新たな追補を策定する予定があるのか。あるとすれば、どのような事項を検討する予定か。

【2. 各論】

- 問4. 中間指針第三次追補では、中間指針策定以降に生じた損害について述べているが、中間指針策定前の損害については、賠償されないのか。
- 問5. 指針で明示されていない地域において生じた風評被害については、賠償の対象とならないのか。
- 問6. 出荷制限指示等の対象となった品目のうち、指針に明示されていないものは賠償されないのか。
- 問7. 有機農産物は、通常の作物に比し、風評被害の影響を大きく受けており、賠償の対象と明示すべきではないか。
- 問8. 農林水産物の検査費用について、取引先から書面による要求がなくても賠償の対象となるのか。

【 1. 総論】

問 1. 中間指針第三次追補の位置付け及び内容如何。

(答)

1. 平成 23 年 8 月 5 日に策定した中間指針において、「農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害」の範囲等についての考え方が示されましたが、その後、食品中の放射性物質に関する新たな基準値の設定などにより、多数の品目・区域において、政府が行った本件事故に関し行う指示等がなされました。
2. このため、中間指針第三次追補では、これら指示等に伴う風評被害についての調査結果を踏まえ、中間指針で示されている「農林漁業・食品産業の風評被害」に追加する新たな産品・地域を明示したものです。
3. なお、中間指針又は中間指針第三次追補において具体的な産品・地域が明示されなかった損害であっても、個別具体的な事情に応じ、これらの指針の趣旨等に照らして相当因果関係が認められれば、賠償の対象となります。

問2. 中間指針第三次追補が出されたことによって、先の中間指針で示された風評被害に係る賠償の取り扱いに何らかの影響が生じるのか。

(答)

1. 中間指針第三次追補は、中間指針策定後の状況の変化を踏まえ、中間指針で示されている「農林漁業・食品産業の風評被害」に追加する新たな産品・地域を明示したものです。
2. したがって、中間指針で示された風評被害に係る賠償の取り扱い等の考え方について、何ら変わるものではありません。

問3. 今回、中間指針第三次追補となるが、今後も新たな追補を策定する予定があるのか。あるとすれば、どのような事項を検討する予定か。

(答)

1. 指針は、被害を受けた方々をできる限り、迅速、公平かつ適正に救済するため、賠償すべき損害として一定の類型化された損害項目等を、現時点で可能な範囲で示したものです。
2. このため、新たな指針の策定については、今後の状況の変化等に伴い、必要に応じて改めて検討することとされています。

【2. 各論】

問4. 中間指針第三次追補では、中間指針策定以降に生じた損害について述べているが、中間指針策定前の損害については、賠償されないのか。

(答)

1. 中間指針第三次追補は、中間指針策定後、政府が行った本件事故に関し行う指示等の状況等を踏まえ、損害の範囲に関する考え方等を示したものです。これは中間指針策定前の損害が賠償されないことを意味するものではありません。
2. 損害の発生時期については、当該製品に関し政府が行った本件事故に関し行う指示等の状況、当該製品の出荷状況、具体的な買い控え等の発生状況等を考慮して判断することとなります。

問5. 指針で明示されていない地域において生じた風評被害については、賠償の対象とならないのか。

(答)

1. 本件事故とそれらの損害との相当因果関係の有無は、最終的には個々の事案ごとに判断すべきものであって、中間指針又は中間指針第三次追補において具体的な産品・地域が明示されなかったものが、直ちに賠償の対象とならないというものではありません。
2. 個別具体的な事情に応じ、中間指針又は中間指針第三次追補の趣旨等に照らして相当因果関係が認められれば、賠償の対象となります。

問6. 出荷制限指示等の対象となった品目のうち、指針に明示されていないものは賠償されないのか。

(答)

出荷制限指示等の対象となった品目については、中間指針第三次追補において、「少なくとも指示等の対象となった品目と同一の品目については、指示等の対象となった区域と近接している区域など一定の地理的範囲において買い控え等の被害が生じている場合には、賠償すべき損害が生じていると考えるべき」としています。(中間指針第三次追補の(備考)2))

問7. 有機農産物は、通常の作物に比し、風評被害の影響を大きく受けており、賠償の対象として明示すべきではないか。

(答)

1. 中間指針第三次追補では、具体的な産品・地域が明示されなかった損害について、「風評被害に係る個別の判断にあたっては、当該産品等の特徴等を考慮した上で、本件事故との相当因果関係を判断すべき」としています。
2. さらに、有機農産物については、「有機農産物等の特別な栽培方法等により生産された産品は、通常のものに比べて品質、安全等の価値を付して販売されているという特徴があることから、通常のものに比べて風評被害を受けやすく、通常のものよりも広範な地域において、風評被害を受ける場合もあることなどに留意すべきである」としています。(中間指針第三次追補の(備考)6)

問 8. 農林水産物の検査費用について、取引先から書面による要求等がなくても賠償の対象となるのか。

(答)

1. 中間指針第三次追補では、検査費用について「『取引先の要求等によって実施を余儀なくされた』とは、必ずしも取引先から書面等により要求されたものに限らず、客観的に実施せざるを得ない状況であると合理的に判断できるものについても含まれる」としています。(中間指針第三次追補の(備考)5))
2. なお、中間指針 第7の2のⅢ)において、「本件事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた農林水産物(加工品を含む。)又は食品の検査に関する検査費用のうち、政府が本件事故に関し検査の指示等を行った都道府県において当該指示等の対象となった産品等と同種のものに係るものは、原則として賠償すべき損害と認められる」とされています。この考え方は、今回の中間指針第三次追補の策定後も、変わるものではありません。